

「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）」のパブリックコメント募集に関する市場監督管理総局の公告

公布時間：2020-05-14 19:05 情報源：市場監督管理総局

公平競争の市場経済環境を維持し、知的財産権分野における違法犯罪行為を厳格に取り締まり、行政と刑事の接続を強化するために、市場監督管理総局は、「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」（国務院第310号令）を改正し、「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」（改正に対する意見募集稿）を起案した。関連規定により社会に向けて意見を公募するため、各関連団体または個人は2020年6月28日までに改正意見を国家市場監督管理総局にフィードバックしてください。公衆は以下の方法で意見を提出することができる。

一、国家市場監督管理総局ウェブサイト（アドレス：<http://www.samr.gov.cn>）にアクセスし、HPの「互動（相互交流）」の中の「征集調査（募集・調査）」を通じて意見を提出する。

二、Eメールを通じて、意見を zfdcc@samr.gov.cn に送信する。Eメールのタイトルに『「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）」のパブリックコメント募集』を明記してください。

三、意見・建議を北京市西城区三里河東路8号（郵便番号：100820）/国家市場監督管理総局法執行取締局に郵送する。封筒には『「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）」のパブリックコメント募集』を明記してください。

意見募集稿に対する意見・建議の提出締め切り日は2020年6月28日である。

添付資料：

1. 行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）
2. 行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）の改正説明

市場監督管理総局
2020年5月14日

出所：国家市場監督管理総局 HP

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514_315220.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。